

今年度より

新たに

オプションプラン

『**損害拡大防止補償**』が
スタートします。



オプションプラン のご案内

基本プラン **+** オプションプラン

会員 非会員 を問わずお申込み可能

New

新・特約

損害拡大防止補償

建物の「瑕疵」が発覚し、滅失・破損が発生する前に対策を講じた際の修補費用を補償します。基本プランでは対応できなかった、損害拡大防止軽減費用を補償します！



損害拡大防止補償について

会員 非会員 共通

◆主な事故例

- ・幼稚園の勾配屋根の緑化土壌の設計において、土壌のズレや滑落を防止するための対策を怠ったとして、このまま放置すると土壌の滑落事故に繋がるおそれがあることが判明、修補を行った。
- ・マンションの定期検査で、屋上の防水仕様に誤りが発覚し雨漏りが生じるおそれがあるため、防水のやり直しを行った。
- ・倉庫の吊庇で、季節の温度差や日射による鉄骨の伸縮についての配慮を怠り、亀裂が発生し是正工事を行った。同様の設計を行っていた他の建物を点検したところ、亀裂は発生していないが、将来、同様の亀裂が発生するおそれがあるとして、修補を行った。

◆補償内容

支払限度額 1事故・保険期間中 **500万円**

免責金額 1事故 **100万円**

縮小支払割合 **70%**

◆オプション加入追加保険料例

会員		支払限度額 1事故・保険期間中 500万円	
設計・監理料	1,000万円		15,000円
	2,500万円		15,000円
	5,000万円		26,700円
	1億円		53,400円


非会員		支払限度額 1事故・保険期間中 500万円	
設計・監理料	1,000万円		15,000円
	2,500万円		17,530円
	5,000万円		35,050円
	1億円		70,100円

裏面をご覧ください。

日事連・建築士事務所賠償責任保険の構成と概要

基本プラン	設計業務補償 (建築家職業危険特別約款) 設計業務のミスに起因して、日本国内において保険期間中に発生した設計業務の対象となった建築物の外形的かつ物理的な滅失または破損もしくは、前述の事象に起因する他人の身体の障害ならびに他人の財物の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。	損害拡大防止補償 (損害拡大防止軽減費用特約) New	Option 1 会員 非会員 共通
	対人補償 (建築物の滅失・破損に起因しない身体障害担保特約)	構造基準未達補償 (構造基準未達による建築物の滅失または破損を伴わない瑕疵に関する特約)	Option 2 会員 限定
	設備機能補償 (建築設備機能担保特約)	法令基準未達補償 (建築基準関連法令の基準未達による建築物の滅失または破損を伴わない 瑕疵に関する特約)	Option 3 会員 限定
	法適合業務補償 (法適合確認業務追加担保特約) 会員 限定	建物調査業務補償 (請負業者特別約款/管理下財物損壊担保特約)	Option 4 会員 限定
	初期対応費用補償 (初期対応費用担保特約)	サイバーリスク補償 (サイバーリスク保険)	Option 5 会員 限定
	訴訟対応費用補償 (訴訟対応費用担保特約)	廃業後補償 (廃業担保特約)	会員 限定
情報漏えい補償 (情報漏えい担保特約) 会員 限定			

オプションの概要とお支払い事例




Option 1 損害拡大防止補償 **会員 非会員 共通**

設計業務の遂行に起因して生じた建築物の瑕疵について、その補修、業務の履行の追完または瑕疵の改善のための直接的な費用を被保険者が負担することによって被る損害を補償します。

▼お支払い事例

海沿いの店舗の屋根で、塩害対策用の素材を選定しなかったため耐久性に問題があり、将来、腐食するおそれがあるため、修補を行った。




Option 2 構造基準未達補償 **会員 限定**

建築物に外形的かつ物理的な滅失または破損が発生していなくても「所定の建築基準法第20条に定める基準」を満たさないために、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。(※1)

▼お支払い事例

構造計算ミスにより、本来50本の鉄筋が必要であったにもかかわらず、45本しか設定しなかったため、補強工事が必要となった。(5本分の追加費用は補償対象外となります)




Option 3 法令基準未達補償 **会員 限定**

建築物の外形的かつ物理的な滅失または破損が発生していなくても設計等の業務ミスで、「所定の建築基準関連法令(※2)に定める基準」を満たさないために、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。(※1)

▼お支払い事例

設計ミスにより、建築物について容積率オーバーとなり、建築物の一部解体が必要となった。




Option 4 建物調査業務補償 **会員 限定**

耐震診断等の建物調査業務の遂行に起因して発生した対人・対物事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担したことによって被る損害を補償します。ただし、建物調査業務の結果により発生した事故は、補償の対象外となります。

▼お支払い事例

調査業務中に誤って水道管を傷つけ、建物が水浸しになってしまった。(水道管自体の損害、水濡れによる財物損害を補償します。)



Option 5 サイバーリスク補償 **会員 限定**

ITユーザー行為(※3)(テレワーク中を含む)に起因して発生した他人の事業の休止・阻害等や、情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害や、不正アクセスなどのサイバー攻撃を受けた場合の原因調査やデータの復元費用等を負担することによって被る損害を補償します。

▼お支払い事例

パソコンに届いた標的型メールを開いて、パソコンがマルウェア感染をしまい、データが消失してしまった。その場合のデータ等復元費用。

(※1) 本来発注者が負担すべき追加費用は、補償の対象となりません。
 (※2) 対象法令は以下の通りとなります。
 建築基準法(第20条除く)、消防法、屋外広告物法、港湾法、高圧ガス保安法、ガス事業法、駐車場法、水道法、下水道法、宅地造成等規制法、流通業務市街地の整備に関する法律、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、都市計画法、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律、浄化槽法、特定都市河川浸水被害対策法、高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)、都市緑地法、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
 (※3) ソフトウェア開発等、他人に使用させる目的で行うIT業務は対象外となります。
 ※Option②と③に双方同時ご加入の場合、それぞれのオプション保険料が10%割引となります。

日事連・建築士事務所賠償責任保険 取扱指定代理店

有限会社 日事連サービス

TEL.03-3551-6633 (建賠保険専用ダイヤル)

〈幹事引受保険会社: 東京海上日動火災保険株式会社〉

日事連サービス

🔍

